

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年1月19日に四万十市及び宿毛市（以下「甲」という。）と大月町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号ウに次のように加える。

(イ) 看護系4年制大学の誘致

a 取組の内容

圏域内に看護系4年制看護大学を誘致し、高度な知識や技術を習得できる教育機会の確保や進学先の選択肢の増加、看護人材の育成・確保とともに、若者の転出抑制、流入人口の拡大を図る。

あわせて、産学官連携による生涯における看護教育環境の整備を図る。

b 甲の役割

甲は、看護系4年制大学の誘致を中心となって取り組むとともに、必要な経費を負担する。

c 乙の役割

乙は、四万十市や関係機関等と連携し、看護系4年制大学の誘致に取り組む。

第3条第2号ア(ア)a及び同号ア(ア)b(a)中

「、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路」を削る。

第3条第2号イを削る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和2年10月9日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

四万十市長 中平 正宏



宿毛市桜町2番1号

宿毛市

宿毛市長 中平 富宏



乙 幡多郡大月町弘見2230番地

大月町

大月町長 岡田 順一

